

同一敷地世帯数規程

(目的)

第1条 本規程は牛頸区規約22条に定められた区費減免の条件について、同一敷地に複数世帯が居住する場合の世帯数認定方法について定めるものである。

(単独家屋・複数世帯)

第2条 一つの独立した家屋(集合住宅は除く)に親族に限らず複数世帯が居住している場合は、1世帯とする。ただし、玄関等が別々で、かつ、内部で行き来できない場合は二つの独立した家屋と見なす。

(複数家屋・複数世帯)

第3条 同一敷地(隣接した敷地含む)に複数の独立した家屋があり、各々に親族の別世帯が居住している場合は、生計を一にしていれば、1世帯とする。

(例外規定)

第4条 独立した複数世帯と見なせる場合でも、特段の事情があり、区長が必要と認めた場合は、1世帯と認定することができる。

附則

本規程は令和5年4月1日より適用する。